【107 例目】群馬県（渋川市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和８年 10 月 11 日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

１　基本情報
経営形態（飼養頭数）：繁殖農場（約 1,900 頭）
豚舎の構造及び豚舎数：開放豚舎２棟
発生豚舎：分娩舎
関連農場：離乳農場（約 900 頭）、ウインドウレス豚舎２棟

２　農場の概況
① 当該繁殖農場は、西側は田畑（牧草地、トウモロコシ畑）に面していた。
② 当該繁殖農場の周囲では、農場の西約 4.4㎞ 地点において令和８年８月 19 日に、農場の南約１㎞地点において、令和 7 年 10 月 21 日に野生イノシシから豚熱ウイルスが確認されていた。
③ 当該繁殖農場の衛生管理区域内には、開放豚舎である種付け妊娠豚舎１棟と分娩舎１棟、堆肥舎１棟及び事務所１棟が設置されていた。なお、種付け妊娠豚舎と分娩舎は壁及び屋根で囲まれた通路で連結されていた。
④ 関連の離乳農場は、当該繁殖農場から南西 300m に位置し、ウインドウレス豚舎である離乳舎２棟、及び更衣室１棟が設置されていた。離乳農場には、３週に１回程度離乳豚が繁殖農場より導入されており、直近の移動日は９月 24 日であった。
⑤ 患畜が確認された豚房は、分娩舎の入口側から３番目の部屋（３号室）であった。

３　管理人及び従業員
① 当該繁殖農場では、５名の従業員が飼養管理に従事していた。
② 飼養管理の担当は、種付け妊娠豚舎２名、分娩舎２名であり、その他の１名はパート勤務として必要に応じて両方の豚舎内作業を含め従事していた。
③ 関連の離乳農場では、３名が飼養管理に従事していた。

４　ピッグフロー及びワクチン接種
① 当該繁殖農場は、関連離乳農場から隣接する自系列の肥育農場を通し、自農場及び群馬県とその周辺県に所在するグループ農場に繁殖候補豚を供給するとともに、肥育豚をと畜場に出荷していた。当該繁殖農場の種豚と繁殖豚は全て自系列農場由来であった。
② 母豚は、種付け妊娠豚舎で人工授精を行い、分娩前に種付け妊娠豚舎から分娩舎へ移動していた。スリーセブン式で管理しており、分娩の幅は 4 日程度であるとのこと。母豚１頭当たりの産子数は７～13 頭であり、一部の哺乳豚は発育状況に応じて室内の哺乳豚のみを集めたストール内で代用乳を与えていた。場合によっては同室内の母豚に里子に付けていたとのこと。
③ 分娩舎で生まれた哺乳豚は 24～28 日齢で離乳し、同日に関連農場の離乳舎へ移動していた。離乳後の母豚は種付け妊娠豚舎へ戻していた。離乳豚は 90 日齢頃に、関連農場に隣接する自系列の肥育農場に移動し、その一部が繁殖農場に繁殖候補豚として再導入していた。
④ 母豚を種付け妊娠豚舎と分娩舎の間で移動させる際には、２棟をつなぐ通路を豚に歩かせていた。移動前後に通路の消毒を実施していた。通路は出荷台を兼ねており、地面から 80 ㎝程度の高さにある出荷口を除いて壁と屋根に囲まれていた。
⑤ 離乳豚を分娩舎から離乳農場へ移動する際には、１腹毎に台車に収容し、台車のまま車両に積載して搬送していた。台車は使用前後に洗浄消毒をして、分娩舎内に保管されていた。

⑥ 哺乳豚への豚熱ワクチン接種は 14 日齢時に分娩舎で実施しており、飼養衛生管理者、または管理獣医師が接種していた。注射針は豚房ごとに交換していた。直近は令和８年 10 月６日に接種したとのこと。
⑦ 繁殖豚への豚熱ワクチン接種は年に１回、飼養衛生管理者または管理獣医師が実施しており、注射針は１頭ごとに交換していた。直近は令和８年６月に接種したとのこと。

５ 飼養衛生管理関係
① 飼料運搬車を除いて、農場所有以外の車両の飼養衛生管理区域内への出入りはなかった。農場所有の車両及び飼料運搬車は、自系列の肥育農場に隣接している事務所前に設置された動力噴霧器により車両消毒を実施した後、農場入り口の消毒ゲートで再度車両の消毒を行って農場に入場していた。
加えて、飼料運搬車の運転手は、動力噴霧器により車両消毒する際に、事務所で農場専用の長靴に履き替え、運転席の足元にシートを敷いていた。
② 従業員及び外部事業者が衛生管理区域へ入場する際は、区域内の事務所でシャワーを浴び、農場専用の作業着及び長靴を着用していた。
③ 農場内の各豚舎に入る際には、前室ですのこを用いて交差汚染防止を図りながら、豚舎内専用の作業着と長靴に着替え、踏み込み消毒及び使い捨て手袋の着用と手指消毒をして入室していた。また、分娩舎内の部屋ごとに、長靴交換、手指消毒、踏み込み消毒を実施して入室していた。なお、分娩舎の４部屋のうち、１号と２号、３号と４号は内部でつながっており、それぞれ１号と４号からのみ出入りしていた。
④ 豚舎から退場する際には、同様の手順をすべて逆に実施して退出していた。
⑤ 飼料給与については、一部の哺乳豚へは代用乳の手給餌を実施し、母豚は飼料パイプによる自動給餌を実施していた。
関連農場の離乳豚の一部は紙袋の飼料を手給餌していたが、それ以外の離乳豚には配合飼料を自動給餌していた。飼料は基本的に閉鎖系のタンクで保管され、パイプラインで供給されていたが、一部の豚には紙袋飼料を手給餌していた。紙袋飼料は、自系列の肥育農場の事務所に納品後、離乳農場内の前室で保管され、納品時と農場内に持ち込む際には、パンパックスで消毒されていた。
⑥ 給水及び豚舎の洗浄用水には水道水を利用していた。
⑦ 繁殖農場の豚舎入り口周辺には週一回消石灰が散布されていた。９月は長雨の影響で石灰が流出してしまった時もあったとのこと。

６ 糞及び死亡豚の取扱い
① 死亡豚のうち、哺乳豚については、各豚舎の担当従業員が豚舎内のバケツに入れて死体搬出専用の出入り口の内側におき、その後、堆肥舎担当の従業員が豚舎外から回収し、農場内のコンポストに投入していた。各豚舎で回収する際にバケツ等は動噴で洗浄・消毒していた。また母豚の死体は、ローダーで豚舎の出荷台から搬出し、化製処理業者に処理を委託していた。
② 除糞作業について、すのこの下に落ちた糞尿は、スクレーパー等に豚舎外に搬出され、固体部分は重機でコンポストに投入し、堆肥化処理を行うとともに、液体部分は系列の肥育農場内の浄化槽にバキューム車で輸送して処理していた。
③ 完熟堆肥は、不定期に農場周辺の希望者に農場の車両を利用して運搬していた。

７ 野生動物関連
① 衛生管理区域の外周には、高さ２ｍの鋼板の壁及びその内側にワイヤーメッシュの柵が設置されていた。壁の一部は土壌の流出などにより下部に隙間が生じていたが内側の柵にはそのような隙間は認められなかった。土地の傾斜により、降雨時には鋼板外側から雨水が豚舎周辺へ流入する環境が認められたが、豚舎周囲の地面に勾配

を付けて水路に流す仕様になっていた。

② 柵の周辺には、イノシシまたはニホンジカに加えタヌキなどの中型哺乳類の足跡が見られるとともに鋼板下部には野生動物が侵入を試みた際に付着したと考えられる泥がみられたが、衛生管理区域への侵入痕はみられなかった。鋼板の外側から、衛生管理区域内に木の枝が侵入している部分や、切り株が鋼板の高さ近くまである場所があり、将来的に中型哺乳類やクマが侵入する余地があった。

③ 農場周囲柵から 100m 以内ではイノシシの痕跡である、掘り起こしや休息跡、ヌタ場（泥浴び場）が確認された。近くの水田でもイノシシの被害跡が認められた。

④ 衛生管理区域内では、ネコ、ネズミ及びカラスが認められるとのこと。

⑤ 分娩舎は解放豚舎であり、開口部分は 14 ㎜角の金網で覆われ、外側には防鳥ネットが設置されていた。また、関連農場の離乳舎内では床側のファンが舎外とつながっていたが、常時稼働させて小動物の侵入を防ぐとともに、ハエ対策として接着式のハエ取り紙が設置されていた。

８　臨床症状の経過

① 令和８年 10 月９日に関連農場である離乳農場の離乳豚の下痢が多く確認されたため、管理獣医師に連絡したとのこと。管理獣医師はピッグフローの上流である繁殖農場から離乳農場の順に診察した際に、分娩舎で腹部にチアノーゼの発疹がある死亡豚を確認した。解剖したところ腎臓の点状出血と脾臓腫大が確認されたため、家畜保健衛生所へ通報したとのこと。

② 調査時には、離乳舎１棟の離乳豚は既に殺処分されていたが、10 月 10 日時点で元気消沈、パイルアップ等の豚熱の症状が認められたとのこと。分娩舎の哺乳豚は、概ね元気だったが、一部に活力低下や歩行不全、目やに、努力呼吸が確認された。

（以上）